

社会福祉法人あかね会 役員及び評議員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あかね会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに交通費等(以下「報酬等」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合には、報酬を支給する。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間70万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間12万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び業務執行理事(以下「理事長等」という。)並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合においては、第6条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

3 理事および評議員が法人の必要な行事等に出席した場合においても、別表1による同様の出席報酬を支払うことができる。

4 交通費は公共交通機関(電車、路線バス等)を利用した場合はその実費を支払うこととし、自転車、バイク、車を利用する場合には、法人(保育園)給与規程に基づく、自宅からの距離による通勤手当(月額)を日割(20で除したもの)に計算したもので、10円未満を切り捨てた額として支給することとする。

(理事長等の業務報酬等)

第6条 理事長等が理事会及び評議員を会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

ただし、常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

3 交通費の支給は第5条第4項と同様とする。

4 業務報酬の支給は以下の条件のいずれも該当した場合とする。

① 1日の業務時間を4時間以上とし、出勤、退勤を記録する。

② 財務および法人施設運営等の監督等の業務内容を業務記録として報告する。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 交通費の支給は第5条第4項と同様とする。

(費用弁償)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、執行終了後精算することができる。

2 役員及び評議員が、法人業務のため外部へ出張する場合は、別表3により報酬及び交通費等必要な経費を支給することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員は、法人職務証跡資料として、出勤簿(職務証跡)等業務記録の作成や報酬受領書の自筆署名に協力するものとする。

(報酬の支給日)

第11条 役員及び評議員等の報酬等はその都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第12条 報酬等は、通貨をもって本人に直接、支給するものとする。

(源泉所得税の控除)

第13条 第5条から第8条に基づき支給される報酬の支払額は、当該報酬額に係る源泉所得税額を控除して得た額とする。

(公表)

第14条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

(補足)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

この規程は、平成 31 年4月1日に改定する。

役員および評議員等の報酬 別表1(日額)

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	3,000円	実 費
評議員会出席報酬等	3,000円	実 費

別表2(日額)

名 称	報 酬	交通費
理事長等業務報酬等	10,000円	実 費
理事業務報酬等	10,000円	実 費
監事監査指導報酬等	5,000円	実 費

別表3(日額)

報 酬	宿泊費	交通費	その他
別表2のとおり	実費(上限7,000円)	実 費	実 費